

Title	乾隆60年琉球商船略奪事件再論
Author(s)	孫, 浩洵; 外間, みどり (訳)
Citation	沖縄史料編集紀要 = BULLETIN OF THE HISTORIOGRAPHICAL INSTITUTE(43): 55-65
Issue Date	2020-03-19
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12001/24880
Rights	

乾隆60年琉球商船略奪事件再論

中国第一歴史檔案館満文処翻訳科主任科員 孫 浩洵

翻訳：外間みどり

摘要：洪武五年（1372）、中国と琉球が正式に外交関係を成立させて以来、双方の政治・経済・文化等の往来は非常に頻繁であった。清代になると、往来はさらに増加した。その中において朝貢貿易は非常に重要な部分であった。琉球側は清の朝廷に対して定期的に進貢・謝恩・慶賀・進香等の方法で貢物を献上し、清朝廷は琉球国王や貢使に対して賞賜を行った。この厚往薄来（交流の中で、宗主国中国が藩属国に施すときは手厚く、藩属国から受け入れる時はわずかとする）の形式は、双方にとってはそれぞれに得るところがあった。清朝廷を憤慨させ、面目を失墜させたのが、乾隆60年（1795）に発生した海賊による琉球の商船の略奪事件である。事件後、清朝廷はこの事件に対し厳しく処理し、琉球側を満足させようとつとめ、最終的には円満な解決をみている。

キーワード：清朝・琉球・商船・略奪

現在、この乾隆60年の琉球の商船の略奪事件については、2篇の主要な論文がある。鄭梁生氏の『清廷対琉球遇劫貨船の処理始末』⁽¹⁾は、乾隆60年（1795）、琉球の商船が略奪された後、閩浙地方の官員が海賊を逮捕する状況を述べたものである。朱徳蘭氏の『清乾隆朝対中琉交流活動中違法問題的処置方式』⁽²⁾は、海賊が商船を略奪した事件の処理について簡潔に紹介したものである。両氏とも乾隆60年（1795）の琉球の商船の略奪について言及したものであるが、史料的制約により、全体を網羅できてはいえない。筆者は関係史料を用いて、この事件について整理検討し、さらに事件の本来のありさまを明らかにしたい。

SUN Haoxun, transl. HOKAMA Midori: A Re-examination of the Qianlong Year 60 Ryukyuan Ship Pilage Case

(1) 鄭梁生「清廷対琉球遇劫貨船の処置始末」『第7届中琉歴史関係国際学会議論文集』台北 中琉文化経済協会 1999年。

(2) 朱徳蘭「清乾隆朝対中琉交流活動中違法問題的処置方式」『第7届中琉歴史関係国際学会議論文集』台北 中琉文化経済協会 1999年。

一. 琉球の商船略奪事件の発生

乾隆60年(1795)は琉球の二年一貢の貢期の年にあたり、また琉球王尚温即位の年でもあった。慣例によれば、清朝廷は琉球国が持参する貢品を受け取るはずであった。時は乾隆・嘉慶の交替時期であり、東南沿海では海賊が台頭し、浙江・福建・広東等の地にしばしば出没していた。張雅娟氏は「清朝廷の長期にわたった重陸軽海(陸を重んじ、海を軽んじる)の国家発展の政策は、清朝廷の海洋管理の脆弱化、沿海の水軍の力量不足、地方統制力の低下、外来勢力の介入を導き、乾隆・嘉慶の交替時期の東南沿海の社会を激しく動揺、分裂させ、海賊に興起の機会を提供した⁽³⁾」と指摘している。これらのことは清朝廷からすると、なんら憂えることではなかったが、乾隆帝が受け取った閩浙総督長麟等からの報告は、琉球の商船が海上で略奪にあったという全く思いもよらぬものであった。

閩浙総督長麟の報告によると、琉球の商船は同年4月27日に出航、「5月3日地名不明の外洋に至ったとき、海賊船数隻に包囲され、搭乗していた商船は海参等の貨並びに衣物、銀両、食物を略奪されたが、夷人(琉球人)等は傷を受けることはなかった。4日浙江省温州の三盤洋上に至ったとき、そこに先に停泊していた本国(琉球)の貢船2隻を見たが、略奪は受けていなかった。三盤洋は(琉球の商船が)略奪にあった外洋から一百余里離れたところである⁽⁴⁾」とあった。また同時に長麟は第一段階の処理として意見を提出した。それは「ただちに候補道の徳明額に命じてこの船に赴かせ、琉球人等を館駅(琉球館)に落ち着かせ、手厚く世話させ」、また「浙江・福建沿海に駐在する軍隊と県に命じ、主犯をすべて厳しく捕らえること、あわせて上陸して盗品を売却する者を取り調べ、必ず盗品・海賊もろともに捕獲することを期待する」、さらに琉球が「遠方より来る途中で略奪にあった」ことを考慮すると、その境遇を察してあげなければならないので、「琉球船が略奪された銀両は布政司の間款(=閑款 用途の決まっていない公金)から相当額を先に出費して与える⁽⁵⁾」というものであった。

閩浙総督長麟等が一応の処理を行ったにもかかわらず、それでもなお、この報告に激怒して、体面を失ったと自覚した乾隆帝は旨を下し、「平素から尽力して捜査できていない」、

(3) 張雅娟『清代嘉慶年間の海盜与水師』北京人民出版社 2016年 52頁。

(4) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 192～193頁。五月初三日駛至不知地名之外洋、被盜船數隻圍住、所坐商船劫去海参等貨並衣物、銀兩、食物、夷人等并未受傷、初四日駛至浙江温州所属之三盤洋面、遇見本国貢船二隻、先已在彼停泊、并未被劫、三盤洋離被劫外洋一百余里。

(5) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 193～195頁。当即飭委候補道徳明額親赴該船、將夷人等安頓館駅妥為照料……通飭浙閩沿海各營一併嚴拿正盜、并盤查上岸消賊之人、務期賊盜俱獲。……遠來中途被盜。該船被失銀兩于司庫間款內照數先行賞給、以資用度。

* 訳者注：孫浩洵論文では、引用部分を数個の引用符で表示し、その引用部分の最後に注番号を付しているが、出典を確認して上記のようにした。以下、同様の引用については、このような処理をした。

このたび「盗賊の情報が頻りに聞こえてくることからすると、沿海あたりはすでに安寧を保つことができなくなっている」と長麟等を厳しく責め、もし「琉球人が帰国して国王に、中国の沿海は全く取り絞まりがないために、海賊が公然と横行するに任せていると、報告する」ならば、必ずや「外国の笑いものとなり」、宗主国としての面目を失うことになりかねないので、この事件の犯人を厳格に調査して捕らえ、遠くに逃走させてはならないと命じた⁽⁶⁾。その後、閩浙総督長麟をはじめとする浙江と福建の地方官は気を引き締めて、一段と罪状の調査と処罰に力を入れ、乾隆帝と琉球国を満足させるようつとめた。

二. 清朝廷の事件処理

(1) 犯人の追跡・捕獲・厳罰

船を襲った犯人をできるだけ早く捕らえるために、乾隆60年(1795)7月、乾隆帝は特に上諭を出して、地方の文武官員に海賊の逮捕を厳命し、「遠くへ逃亡させるな」、また「これまで海賊への罪は、斬首に止まっていたが」、「海賊らが略奪したのは外国船隻であるから、海賊逮捕の日に、凌遲(手足を切り落す刑罰)の処刑とせよ」と強調し、このようにすれば「盗賊はみな畏れを知り」、「海上の安寧を期待する」の目的が達成できるだろうとした⁽⁷⁾。早速、浙江巡撫吉慶は、米略奪犯の案件を審理している時に、琉球の商船の略奪に加わった林玉頂を捕獲した。林玉頂の供述によると、林玉頂は林發枝の手下である。賊頭の林發枝が王佑と王添喜と組んだ一団はともに福州人で、また別の賊頭の帥大、蔡大等の一団はともに泉州人である。双方で33隻の船を所有し、「福建海上での略奪行為は計り知れない」、同年5月3日には、「温州の南麂外洋で琉球国の商船の銀両・衣物を略奪した⁽⁸⁾」という。(供述の内容を)確認の後、吉慶は上奏で、「捕らえた盗賊船の中から出てきた番衣・番布・旂等の物」は、確かに「林發枝等が略奪した物に疑いない」から、犯人林玉頂を斬首しさらし首にするよう請願した⁽⁹⁾。さらに吉慶は「賊船はすでに外洋から風に乗って南に竄がれ、閩洋に逃げてくる」と判断して、兵船を派遣して海路を分けて追跡さ

(6) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 269～270頁。
平時不能實力巡查。……盜賊頻聞、已非綏靖海疆之道。……該夷人回國告知該國王、以內地洋面漫無查察、任聽海賊公行。……貽笑外國。

(7) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 274頁。
勿令遠颺。向來辦理洋盜罪、止斬梟。此等行劫外國船隻、盜犯拿獲之日、竟當凌遲處死。……盜匪共知畏懼、洋面可期寧謐。

(8) 『浙江巡撫吉慶奏為拿獲在洋傷兵劫米閩省匪犯林玉頂等審明分別辦理事』乾隆60年7月初6日 宮中檔案全宗、檔号:04-01-01-0466-042 中国第一歴史檔案館藏。
在福建洋面行劫、不計次數。／在温州南麂外洋行劫琉球國商船銀兩衣物。

(9) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 342～343頁。
所獲盜船內起出番衣・番布・旂等物。……林發枝等劫去無疑。

せ、また「もし外洋から潜^{ひそか}に竄がれて浙江に来る賊船があれば」、「必ず全員を捕獲し一名として逃すことがないようにし」、かつ「捕獲の日には論旨に遵って、即刻、凌遲の刑に処し」、それにより「盜賊皆に懼れを知らしめば、海域の安寧を期待できる」と保証した。注目に値するのは、浙江等の役人は、海賊を捕らえるたびに、必ず関係者を審問し、琉球の商船の略奪に加わったかどうかを尋ねて、追跡のための有益な情報を得ようとしたことである。⁽¹⁰⁾ 数ヶ月にわたる周到な追跡を経て、閩浙総督長麟等は、陸上において40余の海賊を捕らえ、その中の「連大進等は、調べたところ、浙江の米略奪の重罪犯であるだけでなく、琉球国の商船を略奪した主犯でもあった」⁽¹¹⁾と報告している。(連大進たちの)供述によると、海賊たちは「船が浙江の三盤下の海上に至った時、たまたま琉球の商船一隻を見つけると」、「林發枝はただちに別の船の賊頭の蔡大、舒合、永豊の各船とともに近づいて取り囲み、連大進、張晋晋、魏奴奴、林華、王孟友、陳春錦、陳梅梅は林發枝にしたがって、夷船(琉球船)の衣箱、銀両、海參、牛皮・布・旂等の物を奪い取り」、「蔡大等と奪い取った盗品を分け合い、それぞれ散っていった」⁽¹²⁾と。その後、長麟等は嘉慶帝の降した論旨にしたがい、各犯人を「皆同様に凌遲に処し、法による懲罰を示した」⁽¹³⁾。さらに、琉球国貢使及び略奪にあった夷船(琉球の商船)の船主と被害者たちは、その時、福建省の琉球館に滞在していたので、「刑の執行を審査決定する時には、まず委員(派遣された役人)に命じて犯人逮捕の理由を琉球人たちにはっきりと告げ」、また「委員に命じて琉球人たちを処刑場へ連れて行き、(刑の執行に)立ち会わせた」⁽¹⁴⁾。この後も清朝廷は、この案件にかかわった他の海賊の追跡調査をやめなかったが、嘉慶元年(1796)正月、即位したばかりの嘉慶帝はただちに各官員に命令を下し、近頃、盜賊を多数捕獲したからといって、「海賊の勢いがややおさまり」、「(捜査の)手を緩める」と考えてはいけなし、「魁倫等に水陸の各文武官吏に嚴命して、絶えず注意して、丹念に各要害の地を捜査し、方法を講じ

(10) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 343～344頁。匪船已由外洋乘風南竄、逃入閩洋。……如有由外洋潛竄來浙匪船、務期全獲、不使一名縱脫、拿獲之日謹遵諭旨、即行凌遲處死、俾盜匪共知畏懼、海疆可期綏靜。

(11) 詳細は『署理閩浙總督長麟奏為拿獲浙江洋面行劫官米正盜陳合等審明分別辦理事』乾隆60年8月19日 宮中檔案全宗、檔号:04-01-01-0466-044 中国第一歴史檔案館蔵、及び『署理閩浙總督長麟奏為拿獲洋盜肅周等犯審明辦理事』乾隆60年8月20日 宮中檔案全宗、檔号:04-01-01-0468-008 中国第一歴史檔案館蔵を参照。

(12) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 392頁。連大進等不惟訊係浙江劫米重犯、且即係行劫琉球國貨船正盜。

(13) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 406～407頁。船到浙江三盤下洋面偶見琉球貨船一隻。林發枝即同另船盜首蔡大、舒合、永豊各船駛攏圍住、連大進、張晋晋、魏奴奴、林華、王孟友、陳春錦、陳梅梅随同林發枝劫得夷船衣箱、銀兩、海參、牛皮布旂等物、……蔡大等分贓各散。

(14) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 411頁。一体凌遲、以昭法戒。

(15) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(一七)』北京 人民出版社 2012年 393頁。審定行刑之時先令委員將獲犯緣由備向該夷人明白告訴……令委員帶同前赴法場看視。

て偵察し、協力して捕らえ、盗頭の林発枝及びまだ捕らえられずに取り逃している犯人を名前に基づいて捕獲することによって、(海賊の)新しい芽を摘み取り、沿海地方を平穩にするよう⁽¹⁶⁾にと命じた。特に賊頭の林発枝については、清朝廷は必ず捕らえるよう厳しく命じている。なぜなら清朝廷からみると、この種の賊頭は「一日に捕獲することができなければ、海上(の賊)も一日として一掃することはできない⁽¹⁷⁾」からである。したがって浙江等の地方官員は気を緩めることなく、大量の官兵を海上に派遣して(海賊を)逮捕し、巡察を強化させる一方、また一方では捕らえた海賊を拷問して手がかりを追求した。嘉慶元年(1796)正月22日、浙江巡撫吉慶は琉球の商船の略奪に参加した繆垂富と胡垂卯を捕獲し、兩人を「後ろ手に縛って刑場へ護送し、凌遲の刑」とし、さらに「その首をそれぞれの港に送って、見せしめにした」と報告し、同時に「沿海の軍隊と県にすべて厳しく取り調べて逮捕せよ⁽¹⁸⁾」と命じた。この時、賊頭の林発枝はまだ捕獲されていなかったが、(兩人の刑の執行は)極めて大きな威嚇的働きをした。また、嘉慶帝はさらに諭旨を降し、日常の必需品の供給提供を遮断することを手始めに、肅清の目的を達成しようとした。

これら海賊らの海上における略奪行為はすでに一日のことではない。飲料水や米穀等はみな必需品であるから、島嶼内にもし溪流や湧き水があれば、その流れを遮断せよ。もし商人や民から強奪した米穀でなければ、海賊仲間の漁船がひそかに救済しようとするものである。当該地方の総督・巡撫は海賊逮捕に従事する武官に必ず力を尽くして偵察して捕らえるよう命じ、たまたま食糧を装載してひそかに救済を行う海賊の小船に出くわしたならば、直ちに捕獲を行い、そうして海賊等も徐々に捕らえて一掃させよ⁽¹⁹⁾。

武力で追跡して掃討するほか、清朝廷は通達を出して投降をすすめ、また投降してきた賊頭には官職を与え、甚だしきに至っては、それに命令して官兵を引き連れて出洋させ(海賊を)逮捕させようとした。清朝廷の意図はその(賊頭の)経験を利用して、林発枝等

-
- (16) 嘉慶元年正月25日。軍機処上諭檔、第1条 盒号758 冊号1 中国第一歴史檔案館蔵。
盜風稍斂、致有疏懈、魁倫等務須嚴飭水陸各員弁時刻留心實力搜查於各口隘、設法偵訪、会同擒捕、將盜首林發枝及未獲逸犯名拿獲、以淨萌孽而靖海疆。
- (17) 嘉慶元年4月初1日。軍機処上諭檔、第1条 盒号758 冊号4 中国第一歴史檔案館蔵。
一日不能擒獲、即洋面一日不能肅清。
- (18) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史關係檔案 嘉慶朝(一)』北京 人民出版社 2012年 5~10頁。
綁赴市曹、凌遲處死、伝首各海口示衆。……沿海營県一体嚴密查拿。
- (19) 嘉慶元年4月18日。軍機処上諭檔、第1条 盒号758 冊号4 中国第一歴史檔案館蔵。
該犯等在洋面行劫已非一日、其淡水及食米等項皆必須之物、即島嶼内或有溪流、可汲斷、無從得有、食米若非搶劫商民糧食、即係賊夥漁船潛為接濟、該督撫等務飭捕盜將弁實力偵緝、偶有盜匪小船裝載糧食、私行接濟者、即行隨時捕獲、而盜匪与党亦可漸次緝拿淨尽。

の痕跡を捜査し捕らえることにあった。例えば嘉慶元年（1796）4月18日、嘉慶帝は投降してきた賊頭の庄麟に千総の職を委任し、大緞一疋を賞賜し、庄麟を「賊船が出没するルートや水、米を援助する地に手引きとして」出洋させ逮捕に当たるよう命じた。これによって「海賊には海賊で攻める」の目的を達成しようとしたのである。⁽²⁰⁾ このほか、海賊を捕らえるための兵船は「船体が高く大きいと、追跡や捕獲に不便である」と考え、清朝廷はさらに命じて、追捕に役立てるため、船を小さくさせた。⁽²¹⁾

一連の剿撫（討伐と慰め）の併用によって、琉球の商船を略奪した犯人は相次いで逮捕された。先で述べた、すでに逮捕された海賊の外に、例えば嘉慶元年（1796）6月、署理両広総督朱珪は琉球の商船の略奪に加わった海賊の舒合を捕らえ、すでに「縛って刑場へ連れて行き」、凌遲の刑に処し、「その首を沿海に送り見せしめとして民衆に示した」と報告している。⁽²²⁾ さらに嘉慶元年（1796）7月には浙江巡撫吉慶は、取り調べによって捕らえた王添喜が林發枝とともに琉球の商船を略奪したことが明らかになったとして、凌遲の刑に処したと報告している。⁽²³⁾ 嘉慶2年（1797）7月には、琉球の商船を略奪した賊頭の林發枝がとうとう「勢力はすでに困窮切迫した」として、「盗船3隻、盗賊153名」を引き連れて投降してきた。⁽²⁴⁾ これで事件発生後の2年後には、琉球の商船の略奪にかかわった者のほとんど全員が逮捕された。嘉慶帝は投降してきた林發枝及びその仲間たちに対して、前例を引いて、寛大に処理して、死罪を免除し、（彼ら海賊たちに）力を尽して罪を償いさせた。即ち、次のようにある。

張表の例によって、林發枝には七品の官位を与え、官吏を派遣して京師（北京）へ送り職をあてがい、北京到着後もなお俸禄を与え庇護するように。その他の勢力の弱い賊頭や各海賊仲間の中で、年齢も若く力も強い強健な者については沿海から遠い省に送り、分けて入隊配属させ、年老いて衰弱している者および只だ労役に服している者については、それぞれ本籍に送り返し、保証人を立てて取り締まるように。⁽²⁵⁾

(20) 嘉慶元年4月18日。軍機処上諭檔、第1条 盒号758冊号4 中国第一歴史檔案館蔵。作為眼線于匪船出沒道路及接濟水米處。……以盜攻盜。

(21) 嘉慶元年7月初2日。軍機処上諭檔、第1条 盒号759冊号3 中国第一歴史檔案館蔵。船身高大、追捕不能盡便。

(22) 『署兩広総督朱珪奏為拿獲閩浙洋面行劫琉球貨船并官米案内逸盜舒合等審辦事』嘉慶元年6月16日、軍機処全宗、檔号：03-2341-002 中国第一歴史檔案館蔵。綁赴市曹。／伝首沿海示衆。

(23) 陳龍貴主編『清代琉球史料匯編一宮中朱批奏摺（上）』台北 国立故宮博物院 2011年 153～154頁。

(24) 陳龍貴主編『清代琉球史料匯編一宮中朱批奏摺（上）』台北 国立故宮博物院 2011年 212～214頁。勢已窮蹙。……盜船三隻盜夥一百五十三名。

(25) 『閩浙総督魁倫奏為委員護送投首李發枝赴京并将小盜首發往不近海洋省分入伍安插事』嘉慶2年8月12

(2)略奪された貨物への二倍の賠償と免税

前述したように、琉球の商船が略奪されたことを知った後、閩浙総督長麟は庫内の銀両を流用して琉球使節に援助し、(彼らの) 日常の支出に備えたいと願い出た。賊頭の林発枝等が略奪した貨物の明細をまとめると、下記のとおりである。

海参五百斤、鮑魚六百斤、墨魚二十五斤、佳蘇魚三十連、海帶菜二千斤、石鯉三十斤、沙魚翅五百斤、色銀四百一十五両、衣箱三十二隻(内大小衣褲鞋襪約三百余件)、又印花布被面四百疋、牛皮六張、銀簪二十枝、火食鉄鍋大小五口、大小食物罐一百五十個、柚油蠟燭二十枝、鹽一十罐、菜油四罐、醬油一十八罐、大小鉄釘一百八十條、防護鎗二十枝、防護腰刀大小四把。⁽²⁶⁾

乾隆帝はこれに対して特に旨を下し、「琉球が略奪された貨物の価格は事件が起こった地方の官員に責任を負わせ、二倍の賠償をさせよ」⁽²⁷⁾と命じた。見積ってみると、略奪された貨物と略奪された銀415両は「あわせて琉球銀二千八百両三錢四分」、「二倍して琉球銀五千六百両零六錢八分となるべき」であるが、「琉球の銀の成分は低い」ため、「実際は中国国庫の紋銀に換算すると、四千四百二十四両五錢三分七厘となり」、「閩省藩庫に貯蓄された乾隆六十年の公費の中から先に借りだし」、琉球の使臣に発給している。⁽²⁸⁾

このほか、清朝廷はさらに略奪にあった商船に残っていた貨物に対して税を免除した。免税の額は下記のとおり、合計四両九錢八分一厘である。

海帶菜三千八十斤、税銀二両四錢六分四厘；淡鰻乾十五斤、税銀一分五厘；海参二百斤、税銀六錢；鮑魚二百三十五斤、税銀一両六分九厘；鹽魚一千十斤、税銀三錢三厘；麦醬六百四十斤、税銀五錢一分二厘；大酒二罐、税銀一分八厘。

以上共免税銀四両九錢八分一厘⁽²⁹⁾

日、軍機処全宗、檔号：03-1685-050 中国第一歴史檔案館。李發枝は林發枝のことか。照張表之例將林發枝賞給七品頂戴、委員送京安置、到京后仍賞錢糧參贍、其余小盜首及各夥盜内年力強壯者應發往不近海洋省分、分別入伍安插、其老弱及只係服役人等遞回各原籍取保管束。

(26) 『歴代宝案』第7冊 台北 台湾大学 1972年 4058頁。

(27) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(十七)』北京 人民出版社 2012年 272頁。所有該国被劫貨価即著落失事地方官加一倍賠償。

(28) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 嘉慶朝(一)』北京 人民出版社 2012年 187～188頁。共合琉球銀二千八百両三錢四分、加一倍應琉球銀五千六百両零六錢八分。……琉球銀色低潮、折衷中国庫紋銀只合四千四百二十四両五錢三分七厘。……閩省藩庫存貯乾隆六十年公費款内先行借動。

(29) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(十七)』北京 人民出版社 2012年 369頁。

(3) 官員の賞罰

琉球の商船が略奪された事件の発生後、清朝廷は地方官員に督促し、できるだけ早く犯人を捕らえて、海賊の横行に歯止めをかける目的から、「防備をおろそかにした督撫、提鎮及び海洋を巡察する文武官員の職名を調べて明らかにし吏部に送り厳しく審議して処罰するよう」命令⁽³⁰⁾をくだした。また同時に、清朝廷はさらに何度も旨を下して、督撫等の高官に、気を抜かずに「この事件の犯人を緊張をもって捕獲して必ずや捕らえよ。全国手配の命令を形式的で実行性のないただ一枚の空文と見なしてはいけない。海賊を遠くへ逃してしまうことになっては、自分自身が処罰の対象となる。」と命じる一方、清朝廷は勇気を奮い賊を捕らえた官員を積極的に奨励もしている。例えば乾隆60年(1795)9月、閩浙総督長麟は、琉球の商船の略奪に参加した犯人の連大進等を捕らえた遊撃の庄錫舎は「命令を受けて出洋すると、すぐに海賊を捕らえ」、「優れた能力を持つ」、また「該員(庄錫舎)を調べたところ法令に違反する処罰はない」ので、「(官職に)欠員があれば、位を上げて補任すべきだ」と願⁽³¹⁾い出た。この願いは乾隆帝の批准を得ている。さらに嘉慶元年(1796)6月には両広総督朱珪が琉球の商船の略奪に加わった海賊の舒合を捕らえたと報告し、その中で「雷州營參將の孫士行の子である孫邦椿は閩語に通じ、父に従い尋問追求して」、舒合を捕獲できたので、「(孫邦椿を)召喚して調査し、しかるべくして入隊させ、頂戴(官職を与える)するように」と請願し、同時にこれ(孫邦椿)に協力した海康県知県の徐錫智の昇進も審議するよう加えて請願⁽³²⁾した。この願いも嘉慶帝の批准を得ている。官吏の昇進を審議するほかに、各官員も(海賊の)逮捕に手腕を発揮したことによって、恩賞を得ようとしたこともあった。例えば嘉慶元年(1796)6月、嘉慶帝は上諭の中で、閩浙総督魁倫、福建巡撫姚萼が逮捕した盜賊の処理は非常に褒めるべきもので、「未だ捕らえられていない者は林發枝只だ一人である」と称赞し、魁倫に「金盒一個、玉扳指一個、黄瓣大荷包一對、小荷包四個、火鑷包一個」を恩賞として与え、「姚萼にも黄瓣大荷包一對、小荷包四個を与えて褒め⁽³³⁾」ている。

(30) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(十七)』北京 人民出版社 2012年 344頁。
疏防之督撫、提鎮及巡洋文武各員職名查明送部從嚴議處。

(31) 乾隆60年7月24日、軍機処上諭檔、第1条 盒号750冊号4 中国第一歴史檔案館蔵。
此案盜犯上緊嚴拿、務期必獲、不得視為海捕具文、致令盜犯遠颺自踏咎戾。

(32) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝(十七)』北京 人民出版社 2012年 414頁。
奉委出洋即能獲盜、尚屬能事、查該員現無違碍處分、遇缺即可升補。

(33) 『署兩広総督朱珪奏為拿獲閩浙洋面行劫琉球貨船并官米案内逸盜舒合等審辦事』嘉慶元年6月16日、軍機処全宗、檔号:03-2341-002 中国第一歴史檔案館蔵。
雷州營參將孫士行之子孫邦椿諳閩語、隨父盤詰。／調取考驗、酌令入伍、賞給頂戴。

(34) 嘉慶元年5月29日。軍機処上諭檔、第5条 盒号759冊号1 中国第一歴史檔案館蔵。
其未獲者僅止林發枝一犯。……金盒一個、玉扳指一個、黄瓣大荷包一對、小荷包四個、火鑷包一個、姚萼亦著賞給黄瓣大荷包一對、小荷包四個、以示奨励。

三. 琉球の反応

琉球の商船の略奪事件の発生以後、清朝廷は琉球を安んじ慰めることを非常に重視した。館駅（琉球館）に落ち着かせ、手厚く面倒を見るだけでなく、さらに損失した貨物の二倍に相当する弁償をおこない、甚だしきに至っては犯人処刑の時に、官員（役人）を派遣して琉球人たちを引き連れて立ち会わせたりもしている。閩浙総督長麟等の報告によると、「夷人（琉球人）等は皆ひとしく、大皇帝（乾隆帝）の高厚なる恩恵をこうむり、地方官によって略奪された物品の二倍にあたる賠償をうけ、逮捕された者はただちに処刑された」、「みな天朝（中国）の法律は厳しく公正であると称し、その敬服する気持ちは言葉や顔色に現れ出ている⁽³⁵⁾」という効果的な反応を得たとする。しかし清朝廷は依然としてこれに対してもあまり安心はしていなかった。なぜなら、清朝廷にとっては「この夷人（琉球人）が（皇帝の）恩諭をありがたく承ける」ことを希望するだけでなく、それよりも使者が帰国後、国王に報告して「国王を自然と深く感謝する気持ちにさせる」ことがさらに重要であった⁽³⁶⁾。琉球人が賠償銀を得て感激している様子や「琉球人が国王に報告したかどうか、また国王から謝恩の表文はあったかどうか」について、閩浙総督魁倫等が遅々として、特に報告もしてこない⁽³⁷⁾ので、嘉慶帝はさらに旨を下して譴責し、「極めて手を抜いている」とし、即刻調査し明らかにして結果を報告するよう命じた。

嘉慶二年（1797）6月、閩浙総督魁倫は琉球国王尚温の謝恩の表文を受け取ったと報告した。すなわち、

嘉慶元年六月二十二日、前回の進貢使臣等が帰国して受け取った貴司（福建布政使司）の文書に「前年琉球が派遣した通事蔡世彦等は、内地（中国）の商船を返却するため、本国（琉球）の進貢船の後にしたがって、閩（福建）に赴き浙江省三盤の海上に至った時、海賊に遭遇し、持っていった土産・貨物を略奪されました。しかしながら、天子の特別な計らいで、勅諭を降され、厳重に捕らえた海賊は重罪に問われ、略奪された物品は地方官から二倍の賠償をしていただきました。誠に天子の恩恵の広大で、極めて高くまた厚く、遠人をおもんばかるお心に、尚温は恥ずかしくも感激するばかりです。ただ地方官を吏部に引き渡し審議のうえ処

(35) 中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案 乾隆朝（十七）』北京 人民出版社 2012年 393頁。夷人等均以仰蒙大皇帝高厚天恩、既令地方官加倍賠贖、旋即獲犯正法。共称天朝法律嚴明、欽服之心形于詞色。

(36) 清高宗実録 卷1484 乾隆60年8月己丑条。該夷人敬聆恩諭。……自必倍深感激也。

(37) 嘉慶元年7月初10日。軍機処上諭檔、第3条 盒号759冊号3 中国第一歴史檔案館蔵。該商是否稟知国王及該国王有無謝恩表文。……殊属疎漏。

罰したことについては、非常に驚き恐れおののいております。代々恩恵を施される幸いを頂戴していることは、心に刻んで忘れることはなく、代々職を奉る私を慈しみくださることにも、深く感銘を受けております。しかしながら遠く藩職を保守し、海外の僻地に身を置く者としては、未だにみずから宮廷を訪ね、天子の恩恵に感謝することができていません。以上のことを貴司に文書でお伝えしますので、転送して上奏して感謝を伝えてくださるようお願い申し上げます」とあった。⁽³⁸⁾
(琉球に) 代わり上奏してくださるようお願い申し上げます。

とあった。

上述の報告とともに、魁倫等は琉球の商船の略奪にかかわった海賊の連大進を調べ(犯行を)明らかにした状況、また「ただちに該夷使(琉球使臣)の向文鳳・通事蔡世彦等に伝え」、「恩旨を示して、二倍の賠償銀を受け取らせ」、また「委員に夷人(琉球人)を連れて刑場へ赴かせ」、「各犯人がそれぞれ処罰されるのに立ち会わせた」、使者たちは皆「まことに気持ちを高ぶらせて恐れおののいている様子であった」⁽³⁹⁾ ことについても報告している。

以上のことから、琉球側は清朝廷の事件処理に対して非常に満足しており、これによって琉球の商船の略奪事件は円満な解決を見たといえる。

四. 結び

明清の両時代を通して、中国と琉球は極めて密接な関係にあった。明清交替時、往来は一度中断されたが、清琉双方の努力により、幾度かの波乱曲折を経て、最終的には正常な往来を回復した。全体を通して、清一代の中琉間の宗藩関係は十分に友好的で密接であったといえる。乾隆60年(1795)5月に起こった琉球の商船の略奪事件は、清朝廷が予想だにしていなかったことではあるが、乾隆帝にしても、その後を継いだ嘉慶帝にしてもこの事件を非常に重視した。また浙江等の地方官も皇帝の趣旨を受け、気を抜くことなく、最終的にこの事件は円満な解決を見た。清朝廷の事件の処理からは以下の三点を容易に見

(38) 陳龍貴主編『清代琉球史料滙編—宮中朱批奏摺(上)』台北 国立故宮博物院 2011年 210頁。
嘉慶元年六月二十二日前届入貢使臣等回国奉到貴司咨移、上年敝国遣通事蔡世彦等送還内地商船一隻跟隨本国貢船赴閩駛至浙江三盤洋面遇盜劫失隨帶土產貨物、仰蒙聖廬、特降勅旨、嚴緝盜犯、坐以重罪、被劫物件著地方官加倍賠償、誠皇恩浩蕩、天高地厚、懷柔遠人至意。尚温實慚感無已、但地方官員交部議處、尤不勝驚慄之至、世荷覆幬之德、刻骨銘心。代懷愛戴之私、淪肌浹髓、奈遠守藩職、僻處海外、未獲親叩丹墀。躬謝天恩、理合備移貴司、煩為轉詳題謝。等因。請詳代奏。

(39) 陳龍貴主編『清代琉球史料滙編—宮中朱批奏摺(上)』台北 国立故宮博物院 2011年 210頁。
当即伝到該夷使向文鳳・通事蔡世彦等、……宣示恩旨將加倍賠償銀兩發給承領。……委員帶同夷使等前赴市曹、眼看將各盜犯分別辦理。……實為感激悚懼。

い出すことができる。

第一、清朝廷はこの事件を非常に重視した。清朝廷からすると、これは海賊による単なる一略奪事件ではなく、外交問題にも発展する事件であった。清朝廷は宗主国の体面を失墜すると自覚し、犯人の追補と厳罰を命じ、事件にかかわった役人を処罰しただけでなく、さらに琉球側を慰め落ち着かせ、失った貨物に2倍の賠償を行い、役人は琉球使臣を連れて死刑執行の場所へ赴き、刑の執行に立ち会わせ、甚だしきに至っては、事件処理に対する琉球側の見方にさえもことのほか関心を寄せており、清朝廷が両国の友好関係を非常に重視していたことは明らかである。

第二、清朝廷はこの事件の処理を効率よく迅速に行った。事件の発生当初、浙江省の地方官はためらわずに決断して対応し、琉球(商)人を適切に保護するだけでなく、初歩的な対応策を取った。同時に乾隆帝も諭旨で、この事件の処理に対して、略奪にかかわった犯人林玉頂等を迅速に捕らえるよう指示を出した。しばらくの間、賊頭の林發枝を捕らえることはできなかったが、多くの従犯者を逮捕し、ある程度、琉球側に申し開きができた。

第三、清朝廷は犯人を捕らえる過程で類のない忍耐強さを示した。事件発生後の2年後に賊頭の林發枝を捕らえ、さらにこれを契機にその他多数の海賊を逮捕し、東南沿海地区の海賊問題をある程度緩和させた。その後、清朝廷も海上の巡視に力をそそぎ、海洋の静寂安定を確保し、同様の状況が再び発生するのを防止した。このほか琉球側は清朝廷の処理についても非常に満足し、琉球国王尚温はわざわざ表文を進呈して感謝を述べている。この後も双方は「厚往薄来」の友好的な宗藩関係を継続させた。ある意味で、乾隆60年(1795)の琉球の商船の略奪事件は、清代中琉の友好関係の中で起こった間奏曲のような一事件であったといえよう。

※本稿は2018年11月16日(金)、中国第一歴史檔案館満文処翻訳科主任科員孫浩洵が平成30年度沖縄県歴代宝案編集委員会において報告した「再論乾隆六十年琉球貨船被劫案」を加筆した論文の翻訳である。